

隆慶萬曆期の錢法の新展開

濱 口 福 壽

目 次

はじめに

一 弘治嘉靖期の錢法

二 隆慶萬曆期の錢法

(1) 隆慶期の錢法論

(2) 萬曆錢法の成立

三 萬曆錢法の展開

む す び

はじめに

明朝の錢法は隆慶萬曆期に新展開をしめした。隆慶末から萬曆初にかけての約十箇年は張居正の政治改革の時期にあたり、明代中期以降の社會經濟の諸矛盾の激化に對應して國防・土地・財政など諸般の改革が推進されていた。この時期の錢法の變革も亦これら諸改革の一環として把えられなければならない。

さて明末清初期を解放以前の所謂舊中國社會の歴史的起點とし、唐宋以來の兩稅法體制から地丁銀體制へと移行する中國封建社會發展の上での一劃期とする「郷紳支配」論は今や通説化しつつある。^①當時の地主制の發展にはいちじるしいも

のはあったが、全中國にわたる支配性はもち得なかった。そこに地主制を中核としながら、その上に立ち、自作農など小民をも包括する郷紳支配が成立した。しかし傳統的な政治倫理としての一君萬民論に立つ専制國家權力は、郷紳のような中間支配者の存在を時に無視し、時に否定するが、現實に郷紳支配が確立するや、國家權力はこれをくみ入れて新支配體制を樹立する。この郷紳支配成立にかかわる國家權力の現實對應の姿勢は、當然商業通貨など流通面にも投影して、いわば流通支配における郷紳的支配の成立が推測できるのである。本稿はこの觀點に立って、隆慶萬曆期の錢法の展開の中に、流通支配における國家權力の現實對應の姿勢の變化を見、そこに中間支配としての郷紳的支配成立の情況を析出し、うとしたものである。

舊來の明代錢法の研究は、日本の中世通貨史の背景としての關心から概括的な研究がなされて來たに過ぎず、明代の社會經濟の發展の中に錢法を位置づける研究は全く空白であった。④ 明代の基本通貨は銀ではあるが、小民の間に流通したのは錢であり、その意味で明代の通貨史研究は、銀と錢を統一的に把える觀點も今後は必要とされる。⑤ 本稿はこのような研究史上の空白をいささかも補填することを志向しつつも、今は流通支配における明朝權力の姿勢の變化に焦點をあわせて、隆慶萬曆期の錢法の展開のあとをとめて見ることにする。

唐宋以來の生産諸力の發展は中國の貨幣經濟の著しい發達を促した。元末全國的な農民叛亂の結果、一時的に現物經濟が復活したが、明朝の支配が安定するにつれて貨幣經濟も急速に復興した。この貨幣經濟の中心は銀流通であった。⑥ はじめ明朝はこの基本通貨である銀を獨占するために、元代の鈔法を繼承し、洪武八年大明寶鈔を印造して銅錢と共に行使させた。しかし不換紙幣である鈔の價格は下落して鈔法の維持が脅されると、錢禁や銀禁を斷行して鈔の流通を強制した。⑦ 錢禁は洪武二十七年にはじまり、宣德十年英宗即位の直後に一時解禁されたが、正統十三年・景泰三年と二度に亘って錢禁が申令されており、結局最終的に明朝がこれを解禁したのは景泰四年であった。一方銀禁は錢禁に少しおくれで洪武三十年に發せられているが、解禁は錢の場合よりはやく、宣德正統の銀納の發達によって事實上果されている。即ち田賦の

銀納については、宣德八年周忱の江南官田に對する田賦改革が劃期となり、正統元年在京武官俸米の銀支給を契機に華中・華南の田賦の銀納化が進展し、また同じ正統の頃華北各地の北邊民運糧の銀納化もすんだ。徭役の場合は、錢禁が解かれる景泰の頃からまず錢納が現われ、やがて正徳嘉靖期に至って銀納に統一されていった^⑤。

要するに、明朝は銀流通の根強い力に對抗し切れず、鈔の流通強制を斷念し、一轉して銀納による直接的な銀の收奪に猛然ふみきったのである。また鈔法維持に對する明朝の執着が薄れれば、錢禁も亦意義を失うことになり、民便に従うことを理由に解禁されたのである。こうして宣德から景泰に至る間に稅歛における現物主義の後退、貨幣經濟の著しい復興の兆が現れて來たのである。

ただこうした貨幣經濟の發達の中でも、明朝は本格的な錢政策をもたず、弘治末に至って漸く鑄錢がはじまるのである。弘治以後明末に至る時期は、錢法についていえば前後二つの時期に區分することができる。その前期とは弘治正徳嘉靖の十六世紀前半を中心とする時期であり、後期はこれにつぐ十六世紀後半の隆慶萬曆を中心とする時期である。いずれも明代中期以後の社會經濟上の諸變動に對する明朝權力の對應策としての鑄錢や錢法が實施されたのであるが、前期即ち弘治嘉靖期は社會經濟の變動に對する傳統的支配を貫こうとして失敗し、後期即ち隆慶萬曆期の新支配樹立に必然性を與えることになる。この新しい支配こそ流通支配における鄉紳的支配に他ならないと考えるのである。

一 弘治嘉靖期の錢法

明朝の鑄錢は錢禁中も續けられていたが、宣德期を最後に停鑄され、再び鑄錢が開始されるのは弘治十六年であった。これに先立って弘治二年に重慶知府毛泰の上奏を契機に、一時鑄錢問題が起ったが、結局鑄錢は冒濫紛擾の種であり徒費無益なものとする孝宗自身の反對でしりぞけられたことがあった^⑥。ところがそれから僅か十四年の後、同じ孝宗が自らの強い意向として批判的上疏を一蹴して、一轉鑄錢再開にふみきったのである。この鑄錢再開は孝宗の恣意とは考えるべき

ではなく、一定の必然的條件が存在したのである。

鑄錢が令せられたのは弘治十六年二月丙辰のことである。^⑧これは孝宗自身の發案であつたが、戸部はあまり歓迎もせず政策遂行についても慎重であつた。この情況の中で翌三月戊子に工科給事中張文によって鑄錢批判の上奏が行れるのである。^⑨この上奏は諸般にわたつて鑄錢の難點を述べたあと、鑄錢の理由に觸れて、それは「錢幣缺少」にあるとしている。しかし續いて國費を節儉するならば、鑄錢せずとも國用は足ることを述べているから、弘治の鑄錢再開の理由は表面上は錢幣不足にあつたが、實際は鑄錢によって得られる國家の利益即ち鑄息によって國家財政上の財源不足を緩和しようとしていたことを窺わせる。

明朝は錢禁を景泰四年に解きながら、その後六・七十年もの間停鑄を續けて來たのであるから貨幣經濟の擴大につれて「錢幣缺少」が實感されたことは確かである。景泰から成化に至る時期の錢法の特徴は銅錢の挑揀を禁じていることにあるが、その背景にあるものは、「錢幣不足」あるいは「銅錢涸竭」であつたと考えられる。例えば前出の張文の上奏文中には廣汎な未行錢地域の存在が指摘され、時代は少し下るが未行錢地域のひとつとされた江西の實情として「銅錢涸竭」についての憂慮が報告されている。しかし鑄錢を「足國便民」の急務であると孝宗をして云わしめたものは、鑄息に對する財源的期待にはかならない。十六世紀初頭といえ、地主の土地兼併が進展し、強豪地主はその土地を欺隱して税糧を納めず、國家財政の困難の原因となつて來た時期である。^⑩また鑄錢の令せられた前年十月には、戸部は「災害頻發、税糧減少、財政困難」を上奏して、廷臣にその對策をもとめていた折でもあつた。即ちこの弘治鑄錢は明代中期の社會の急速な變動を背景に生まれた明朝の財政的危機感の下で、明らかに鑄息に期待しつつ實施されたものであり、孝宗の性急な鑄錢の決定は、孝宗の危機意識の急なるを意味し、また當時の社會變動の急なるを窺わせるのである。

ところでこの鑄錢によって一體所期の鑄息は獲得できたであらうか。^⑪弘治十六年にはじまつた弘治通寶錢の鑄造は、目標額を三十餘萬貫としたが、それは正徳二年に至るもなお完鑄できず、遂に正徳四年には停鑄されてしまつた。停鑄の際

に豐年をまつて補鑄するといっているところから、鑄錢量も不十分であり鑄息も殆ど期待できなかったと考えられる。ついで嘉靖年間に至ると嘉靖六年以後嘉靖通寶錢の鑄造がはじまり、ことに三十二年には工部に洪武等九號錢を每號百萬錠、嘉靖錢一千萬錠の鑄造が命ぜられ、積極的な廣鑄策が意圖されたが、嘉靖三十四年の殷正茂の「今財用足らず、ただ鑄錢一事のみ國計を助く」の語をかりるまでもなく、この期の錢鑄は鑄息に期待するところは大きかった。今鑄錢額に對する錢本の比を鑄息率とすれば、嘉靖廣鑄期の鑄息率はほぼ二・三を目標としたが、實際には一・三程度しか得られずに停鑄が命ぜられるところでもたのである。

嘉靖から隆慶萬曆にかけては、弘治前後からの土地集中、農村破壊、人民流亡によって里甲・軍衛が破壊され、益々國家財政は困難となり國防力も弱化した。更に世宗の道教狂信、官僚數の増大、アルタン汗の侵入や倭寇による邊用補助の年例の増加や加派によって一層財政難は惡化していった。この時にあたって弘治嘉靖期の鑄錢は國用不足を補填するものとして國家は期待するところ大きかったが、嘉靖末にはついに「鑄錢利少費多」の議論が現われ、所期の鑄息は結局獲得できず失敗に終つたのである。孝宗は弘治鑄錢にあたつて、鑄錢は足國便民の急務といったが、鑄息に汲々たるところはまさしく足國專一といわねばならない。

この國益中心の鑄錢に對して、錢流通についての明朝の政策はどうであつたか。陸深は弘治嘉靖期の錢流通の情況を次のように傳えている。彼の幼少の頃には宋錢をはじめ金元あるいは唐錢を含む好錢が流通していたが、弘治末ころからは好錢は用いられなくなり、ただ新鑄の劣惡錢だけが用いられるようになった。この劣惡錢も好錢一文と二文を以て交換する倒好と呼ばれるものであつたが、正徳中には倒三、倒四が現われ、嘉靖以降は五・六から九・十に至るものがあり、錢流通は全く混亂した。陸深は孝宗による鑄錢が再開された弘治末を劃期として、それ以前と明らかに區分して弘治以降の錢流通を扱っているが、陸深はなおこの中で「錢の通塞はすこぶる人倫につながる。」と述べて、弘治期を社會全般の變革期と前提して、その上で錢流通の劃期を設定していることは注目すべきである。明實錄にも折二錢、倒四、道二、道

三、道五、折六、折七の名が正徳、嘉靖、年間の記事に見ることができ、陸深の所述はまぎれもない事實であると考えられる。

このように私鑄錢が支配的に流通し、しかも次々と劣悪なものへと惡鑄が進行している現實をふまえて、弘治嘉靖期の明朝の銅錢行用規定はどうであったか。^④弘治十六年弘治錢鑄造の折には、一般に通用を許された銅錢は弘治錢と洪武等の制錢及び歷代舊錢であったが、法司贖罪稅關收課については洪武等の錢と歷代舊錢を中半兼用し、若し洪武等の制錢が足りなければ歷代舊錢二を以て折納するといふものであった。ただ當時洪武等の制錢はほとんど流通していないから、法司稅關への錢納は歷代舊錢を二倍納入せざるを得ず、その人民に與える負擔は大きかった。そこで遂に正徳二年には中半兼用は廢せられてしまう。以後は國朝制錢と歷代舊錢を一律に每七十文を銀一錢に折して使用を許し、折二・倒四の私鑄錢の流通していた正徳六・七年においてもこの一律の錢價で流通すべきことを申明している。ついで嘉靖三年には好錢は每七十文を銀一錢に折し、低錢は每四十文を銀一錢とする二層の錢價を法定している。又嘉靖三十三年には、まず嘉靖錢は七文を銀一分に折し、その他は十文・十四文・二十一文とし、ついで嘉靖錢は七文、洪武等號錢は十文、前代舊錢は三十分とする重層の錢價を法定した。ところで弘治正徳の一律錢價を法定していた頃には、實際には倒四が流通していたし、二層の錢價を法定した嘉靖三年のころにも、現實にはもっと低假な小錢が流通していたことが明らかに推測できるし、重層の錢價の法定された嘉靖三十七年では、民間では三・四十文で銀一分に折する錢をおおむね用い、甚しいものはいくつものことを十分に承知の上で、徒らに現實に對して妥協しないという立場で錢價の法定が行れた結果である。嘉靖六年戶部尙書鄒文盛は世宗の錢法に關する諮問に對奏しているが、その中で「そもそも法とは便民にかならずしも專執しないことを良とする。」と述べている。^⑤これはいやくも國法は便民即ち現實の姿に惑され、これに徒らに妥協すべきではなく、

國家は獨自の立場で制定しなければならないということで、その立場で流通末端にまで及ぶ煩瑣な錢の價格を法定しているのである。ここにこの弘治嘉靖期の國家權力の流通支配の特質がしめされている。即ち當時の國家の流通支配は便民には專執せず、流通の末端まで直接に支配を滲透させようとしているのである。それは流通支配において國家權力が末端まで貫徹した支配を實現しようということであるから、一切の中間的支配者の存在を否定することを意味するし、またそれは傳統的な專制國家權力の政治倫理である一君萬民に還元できるものである。

ところが、この時期、明朝がその存在を認めない流通における中間支配者がまさに育ちつつあったのである。前出の鄒文盛の上奏によれば、當時豪商巨賈は勢要を恃んで内外に往來し、新錢を收買しあるいは好錢を收積して、その置缺に乗じて販賣し、錢流通を變更し展轉射利していた。また嘉靖十五年巡視五城御史閻隣の上言によれば、嘉靖八年に禁令を常としたところ當時の奸黨はひそかに相結約して各錢市を閉じたので、物價は上昇し、遂にその禁を弛めざるを得なかったという^⑨。ここでいう豪商巨賈と奸黨はともに流通の中間支配者である。この時期常に錢法不通が報ぜられ、その最大の理由は私鑄であるといわれたが、その私鑄の劣惡錢が流通する場合には、當然一時的にしろ各市場には一定の流通秩序が存在しなければならぬ。この秩序の保持者が實はここである中間支配者であると考えられる。したがってこの中間支配者は私鑄の盛行と共に生れたと考えねばならぬし、これが廣汎に成立して來たのは弘治末以後の錢法混亂期と推測されるのである。つまり各地の豪商巨賈は、弘治末頃からその地の流通秩序の保持者として利權を操つて、市場での銅錢の集散にあたつて同時に自らも利益を得、一方國家の不當な干渉や強制にあえば相謀つて抵抗し、かつ勝利を得ることもあったのである。

要するに弘治嘉靖期には、明朝は財政上の立場から鑄息獲得への關心を強めたが、實際は鑄錢費が豫想外にかさんでその目的をとげることができなかった。一方流通面では、弘治末を劃期とする錢法の混亂の中から、流通における中間支配者が成長して來たが、國家はその存在を否認し、流通の末端にまで及ぶ國家の直接支配をおしすすめた。しかもその直

接支配は現實から遊離した傳統的立場に基づく理想を目指すものであったから、錢法の混亂は一層深刻なものとなった。

二 隆慶萬曆期の錢法

(1) 隆慶期の錢法論

弘治嘉靖期の錢法は、鑄錢・流通兩面で行き詰った。しかもそれはただ錢法の混亂だけにとどまらず、銅錢流通自體も著しい不振に陥った。當時の記録には、一般的な銅錢流通の傾向として中國の北方には行われているが南方では振わないと傳えるものが多い。この錢法の混亂と錢流通の不振の問題をどのように解決すべきかが隆慶以後の新錢法の第一の課題であつたし、それはまた弘治嘉靖錢法からの新展開を意味するものであつた。

ところで黃宗羲は、その著「明夷待訪錄」において、明代の錢法阻滯の原因を六項列挙しているが、その中の二項は當代固有の原因であるとして銀の流通と銀納の發達を擧げている。その當否は別としても、確かに明代の錢法にとって發達して來た銀經濟の問題は無關係ではないし、明代後半期に固有な客觀情勢であつた。ところが嘉靖までの錢法はこれをまともにとりあげることをしなかつた。しかし隆慶期に至ると、もはや銀經濟との關連なしに錢法は成立し得なくなり、銀流通と錢流通をどのように結合するかが新しい問題として提起されて來たのである。こうして隆慶以後の新錢法の第二の課題として銀流通をも包括した通貨體系の樹立ということが出現したのである。

さて隆慶通寶錢が新鑄されたのは隆慶四年のことであるが、この二つの課題を解決すべく當代の錢法が成立したと考えられる。ただ隆慶錢法自體の具體的内容は、明らかにできないので、これにききだつて唱えられた二つの劃期的内容の錢法論について考察をすすめたい。その錢法論とは隆慶三年の譚綸の所説^③と翌年の靳學顏の所論である。兩者は若干の表現上の相違は認められるにしても、その趣旨は相似ており、かつ相補うところがあつて、兩者を勘案することによって當時の

錢法の問題點が浮彫りにできるのである。ただその發表の時期や内容から見て譚綸の錢法論が重要である。靳學顏の所論は、博引旁證の長文で理路整然としている點では譚綸の及ぶところではないが、内容的には譚綸の論點の一部を敷衍した部分が多く、政策としての具體性からいっても譚綸にははるかにおくれをとっている。その意味で譚綸は隆慶以後の錢法の新展開を導いた先驅といわなければならない。なお譚綸は萬曆期の張居正の改革の軍事面での推進者として著名であるが、實はこのように錢法の改革についても大きな貢獻をしていたのである。

さて弘治嘉靖期の鑄錢は、鑄息獲得を強くもとめてなされたが、實際には經費が豫想以上にかさんで所期の目的は果せなかった。この問題については靳學顏は、鑄息に固執するのは民間の算であつて天賦の算ではないといい、譚綸もまた傳統的な國家觀に基づいて鑄息の多寡にかかわらず、鑄錢は天下に富をもたらしものとして鑄息を度外視すべきことを説いている。また靳學顏は、むしろ鑄錢が「利不酬本」であれば、かえつて私鑄も止み錢法も混亂をまぬがれるとしている。これは傳統的な錢法理論によつて鑄息無視を提唱したものであるが、實際にこの考え方に導かれて萬曆錢法が展開していることは注意しなければならない。

また弘治嘉靖期には、私鑄相繼ぐ中で國家は流通の末端まで及ぶ直接支配を圖り煩瑣な錢價規定をつくつたが、譚綸はこのような煩瑣な國家權力の介入を排して、錢の行用については悉く民便に任すべきことを唱えている。この民便主義がやがて流通支配の構造變化に發展していくのである。

つぎに弘治嘉靖期の錢法では問題にならなかつた銀との關連については、譚綸は錢は銀の及ばないところを濟うものとし、靳學顏は現下の急務である銀兩不足を補うために錢の流通を圖るべきことを述べているが、これは錢を包括する銀中の通貨體系の樹立をめざしているのである。また銀錢を通貨として結合し、錢を上下に圓滑に流通させることを目標に、譚綸が税糧の一部錢納を提唱していることは劃期的なことである。これまでも錢法の見地から錢納を強制することはあつたが、それは本來錢鈔が徵收形態であつた商税等においてである。税糧のようにすでに銀納が定着しつつある、最も

基本的收奪において錢納が提案されたのは、まさにこれが最初であった。譚綸は具體的には起運稅糧は錢四銀六の割合で徴收し、存留稅糧は中半收錢することを提言している。

なおこの銀と錢の結合の問題については、これよりさき隆慶元年に新しい試みがなされている。^② 即ち民間の賣買については銀價にして一錢以上の場合には銀錢を兼使し、一錢以下は錢だけの使用を許すことが令せられた。これは恐らく當時の流通の實態から出て來たものと考えられるが、銀の流通が錢の流通を壓倒して、遂に錢が銀の補助貨と化したことを公認したものにほかならない。またそれは同時に錢・銀兩貨の通貨機能上の特質を考慮して、その流通における競合を避け、並行的流通を推進するための施策であった。つまり兩貨の機能を分化させることによって、兩貨を包括する通貨體系を確立しようとしたものであった。

このように隆慶期の錢法事情を検討すると、そこには嘉靖までの錢法とは質的に異なる變革的内容をみとめることができるのである。傳統的な錢法理論にもとづく鑄息無視の廣鑄は別にしても現實の社會經濟の變化に對應したいわば現實主義的新錢法が次々と提案されたのである。行錢における民便主義、錢・銀通貨體系を樹立するための兩貨の機能分化と稅糧の一部錢納などである。このような錢法變革に對する諸提案は、勿論隆慶年間の錢法にも若干は採用されたと考えられるが、明瞭にその實施を跡づけ得るのは、張居正の改革期における萬曆錢法においてである。

(2) 萬曆錢法の成立

萬曆錢法とは、張居正の改革期の後半にあたる萬曆四年から十年に至る時期の劃期的錢法をいう。

萬曆通寶錢の大量鑄造が戸工兩部に諭せられたのは萬曆四年のことである。^③ このとき金背錢一萬四千錠、火漆錢六千錠が、京師及び南京に分鑄することが令せられた。その後まもなく雲南の鑄錢がゆるされ、これを契機として各地で開局鑄錢が行われることになった。即ち同年四月には鑄邊錢を廣く各省で鑄造すべきことが決定したのである。^④ この全國的な鑄

錢再開によつて、各省ではそれぞれの流通の實情を勘案しながら錢法を個々に制定したのである。萬曆四年四月まず戶部によつて錢法大綱が打出され、その後これに基づいて各省錢法が續々と成立したのである。明實錄によれば、萬曆五年二月には潘季訓によつて江西錢法が、同年閏八月には龐尙鵬によつて福建錢法が、同年十一月には高文存によつて山西錢法と戶部によつて京城内外錢法が、翌六年七月には陳瑞によつて湖廣錢法がそれぞれ成立している。

さて、萬曆錢法は確かに譚綸を代表とする隆慶期の錢法論を指導理念としている。張居正の言によれば、萬曆錢の鑄造は「通幣便民」を目的として行われたもので、弘治嘉靖期の「足國便民」「裕國便民」ではない。つまり前代錢法論の繼承だったのである。即ち國家の鑄錢は鑄息獲得を目的として行われるべきではなく、むしろ逆に採算を度外視して精美的な錢を鑄造してこそ私鑄を抑制することができるとした。實際にこの時期に豫想された鑄息率はきわめて低く見込まれていた。萬曆四年の工部の豫想鑄息率は一・一八であり、翌年の福建では一・〇二、山西では一・一と豫想していた。これは嘉靖末に鑄息が不十分であることを理由に停鑄が命ぜられた雲南の一・三二に比べてもなお低いものであり、萬曆錢法が譚綸や靳學顏のいう傳統的な鑄息觀をそのまま實行にうつしたものであることを明瞭に示めている。

また譚綸が具體的に銀錢の比率をしめして提案した稅糧の錢納も萬曆錢法の引繼いだところである。錢法大綱では、「除起運糧錢銀・及聽斷詞訟、各照舊折數外、凡存留錢糧、各不拘銀錢兼納」とし、福建錢法では、「除起運錢糧・及秋冬贖罪、仍徵銀折數外、其存留錢糧・及春夏紙贖、各令銀錢中半上納……若一時多寡不同、聽從民便。」とし、山西錢法では、「如存留錢糧、與夫均徭・驛傳・里甲・綱銀諸役工食等、俱銀錢兼支、隨其贏蝕、以爲收納。」と規定している。一般に起運錢糧は舊來通りに徵銀折數しているが、存留錢糧については銀錢の兼使としている。ただ譚綸の銀六錢四又は銀錢中半の比率はここでは骨抜きされて、比率は明言されていない。實際は地方官の裁量にかかっていたものと思われる。

つぎに錢流通について煩瑣な規制をせずに、民間の自由に任すという民便主義も採用されている。錢法大綱では、「惟

各省直、止許鑄用銀邊、每十文准銀一分。其行使前代舊錢地方、俱從民便。」といい、福建錢法では「但必須古錢無雜低假、亦止許行之民間。若錢糧贖罪、俱用制錢、于兼用之中、默定一尊之法。」としている。つまり稅款等の上納には制錢を用いることを強制するが、そのほかの民間の流通については民便に従うと規定したものである。ところでこのように民便主義が發展すれば、當時の錢種の複雑多様さから、流通末端には流通の秩序者としての中間支配者がますます大きな存在として登場せざるを得ないし、國家としてもこれをくみ入れた流通支配を樹立することを必要とした。つまり人民と國家權力の間に介在していた中間支配者を國家は公認し、彼らを介して支配する流通における間接支配が法的に確認されることになる。福建錢法では、「將鋪行誠實有身家者、聽其願領鑄錢。存留官銀以爲資本、卽照原定折易之數、以錢還官。蓋在官散銀・與鋪行易錢、在鋪行納錢、于官以抵銀。則人知錢與銀並貴、而鋪行與民兼利矣」といい、また「設立鋪戶、舉市鎮殷實之家充之、隨其資本多寡、趨官買錢、以通交易」とし、京城内外錢法においても「編鋪行、令其不論新舊錢、通融收買」と規定している。ここに出てくる鋪行、鋪戶は元來は市鎮の殷實の家であり、身家を有つ者で、すでに嘉靖の頃に成長しつつあった流通における中間支配者にはかならない。今その中間支配者に曾つて禁じた私鑄私販を公然と認めたのである。もはや中間支配者は、國家から否認される奸黨姦豪ではなく、流通支配において一定の特權を國家から賦與された特權商人となつたのである。しかもその特權を基盤に中間支配において一層確實に私利を獲得した。また國家は彼らを介してのみ流通支配を成就し得ると認識したのである。この中間支配者の法的確認は舊來の流通における直接支配を、國家が完全に廢棄したことを意味し、萬曆錢法は、ここで最も重大な變革をなしたことになる。

要するに萬曆錢法の特質は、地域差はあるが、總體としては譚綸、斬學顏の隆慶錢法論を繼承し、その鑄息無視、稅糧錢納、行錢便民等を具體的に忠實に實現したところにあるが、もっとも重要な新展開は、隆慶錢法論を更に一步すすめて流通の中間支配者を法的に確認したことにあり、特權商人の出現であつた。それは嘉靖までの國家權力の流通末端に及ぶ直接支配の崩壞、特權商人の中間支配の上に君臨する流通の間接支配の成立という、國家權力の流通支配の姿勢について

の一大變革を意味するものであった。

三 萬曆錢法の展開

萬曆十年張居正が卒すると、僅か三箇月で地方の鑄錢は停止され、所謂萬曆錢法は一應終焉する。しかし變革的役割を擔つて成立した萬曆錢法は、その後も曲折はあるが、その特質は一定の歴史的趨勢の中で、後代に引繼がれていったと考えられる。もともとこの萬曆錢法の成立の背景となったものは、嘉靖までの錢流通の混亂と銀流通の發達であつた。錢流通の混亂に對應して特權商人の公認と民便主義の採用及び鑄息無視の鑄錢などが實施され、銀流通の發達に對應しては銀錢の機能分化の法定と税糧の一部錢納が提唱された。これらの各項についてその後の展開をたどつて見たい。

先ず鑄息問題はその後どの様に展開したか。萬曆十年地方の停鑄の詔が下つたが、その中で「鑄造不精、私錢淆雜」と述べられているから、所謂萬曆錢法の下においても、しだいに鑄錢は精美さを失い、その故にあるいは實際に獲得された鑄息は増加の傾向にあつたことが推測される。その後萬曆中期以後は次第に内外多端となり、萬曆二十七年には國用不足を理由に寶源局が開かれ、國家の鑄息に對する期待が増大して來た。また萬曆末、遼餉がはじまるころには、ますます鑄息獲得は露骨になり、萬曆四十六年の戶科官應震の言に「鑄錢一法のみ一時の救助が可能である」とある。これは天啓以後においても更にその傾向を増大させていつて、天啓五年戶科給事中周汝謨の言中にも東西缺餉を補う財源として鼓鑄即ち鑄錢を擧げている。實際に鑄息率を計算すると、萬曆末では一・四二、天啓一〇四年では一・七〇一・八、天啓二年（崇禎四年）の鑄息率は二・〇となり、次第に鑄息率が上昇して行く狀況を知ることができる。こうして鑄息率が増加したことは、勿論萬曆錢法の繼承ではない。もともと鑄息そのものは非歴史的範疇であり、一定の社會發展の段階に對應するというものではないから明末の混亂期に及んでは鑄息要求が強まり、鑄息率が上昇するのは當然のことであつた。

次に隆慶の初に令せられた銀・錢の通貨機能の分化については、その後どのように經過したであらうか。この機能分化

はもともとそれぞれの通貨としての特質に基づくものであるから、兩貨がその後も流通をつづける限りは機能分化もそのまま維持さるべき性格のものである。ただ錢と銀の分化の境界については變動の餘地はあった筈であるが、天啓崇禎期のころには、江南ではその境界はほぼ銀貨にして一錢の線にあったと考えられる。^④つまり隆慶期の詔令は明末ではその通りに一般に行われていたのである。

税糧錢納についていえば、その發端は隆慶錢法論にあったが、この原則は清朝にも繼承されていく。^⑤ただ税糧における銀納と錢納の比率は一定してはいなかった。萬曆錢法の場合は一應福建は中半兼支といっているが、實は時に増減することが許されていたから、事實上は定制はなかったといつてよい。このうち萬曆十八年、二十二年に存留錢糧の銀錢兼收が建言され裁可されているが、いずれも比率は定制がなかった。比率が明言された最初は萬曆三十三年の貴州の例であるが、「條折權稅等は三分納錢七分納銀」とある。^⑥天啓期では、まず天啓元年郡邑の徵收給散はみな銀六錢四の比率とされ、天啓三年には四川で税糧の銀錢兼支は各半ばせよと令せられている。^⑦このように見てくると税糧銀錢並納の比率の問題は、餘り明瞭ではないが、はじめは比率は明言されず、次第に割合を定量化していったようであるが、比率については銀優位の形は崩れはしなかった。

清代では、順治十四年に錢が壅滯していることを理由に税糧の銀七錢三の並納が定められたが、その後はその比率は區々であった。それでも康熙のころまでは錢納もあったが、雍正では税糧はほとんど銀納化された。そこで銀納に對する耗羨が加えられることになったという。しかし乾隆にはいるとまた錢納も交えるようになった。^⑧

このようにして税糧銀錢並納制は展開したが、比率が明言あるいは定量化されないことから實態は把握しがたいけれども、そこにおける錢納の存在についてはあまり積極的なものとは評價できない。例えば萬曆十八年、二十二年、三十八年と三回にわたって銀錢兼納を重ねて令しているし、また萬曆中の郝敬の錢法議に次のごとく述べていることで知ることができる。^⑨郝敬は「錢法が行れないのは、有司が收錢を肯じないからである。官吏が收銀を喜ぶのは、收銀には加耗、稱頭

があり、收錢においては羨・隱を期することができないからである。また銀は輕くて聚めやすく、錢は重くて携え難いからでもある。しかもこの有司に錢の收と不收の權を操るを得しめたのは朝廷である。」と述べている。これによって明のように銀錢の比率の明示がなければ、有司は權を操り銀納に傾かざるを得ないのである。銀の秤量貨幣としての特質、錢の計數貨幣としての特質をもこの郝敬の言は正しく把えている。ただこのことからただちに税糧の錢納が銀納にくらべて擔稅者の負擔を輕減するものであるとは結論できない。若しも明末期に安定した錢流通があつたならば、銀納から錢納への轉化は、まさしく税負擔の輕減につながる意味をもち得たであろうが、現實の錢流通は複雑で不安定なものであつた。その意味で税糧錢納を開始した隆慶萬曆期の錢法は確かに劃期的なものではあつたが、それはあくまでも錢法レベルのことに過ぎなかつた。しかも有司の收錢忌避の傾向があることから税糧錢納の評価はさらに消極的なものにならざるを得ないのである。

ところで郝敬の言によれば、有司は錢の收・不收の權を操るといつているように、錢の上下の流通について實權を握るものは地方官・胥吏であつた。一方市鎮など地方の流通の秩序を立てる者は所謂中間支配者であり、萬曆以後は特權商人であつた。當時錢流通の實態は、時と所を異にすれば流通する錢種が全く異なるという複雑なものであつたが、時とは數年であり、所とは縣城、市鎮という局地的なものであつた。嘉靖から萬曆にかけての福建では次のような流通の状況であつた。福建では福州、興化、汀州、邵武各府及び福寧州では錢は用いず、建寧、延平、泉州、漳州各府では錢を用いることがあつた。また用錢の各府で用いる錢は異つてゐた。漳州府でも所屬十縣のうち龍巖、漳平二縣はまた錢を用いない。その他の龍溪以下八縣の所用の錢は異つてゐて、詔安縣はもつとも精美な錢を用い漳浦縣はこれにつぎ、龍溪のものは最も劣惡である。その錢はまた數年に一度は變る。漳浦縣についていえば、嘉靖三・四年には元豐錢を用い、七・八年にはこれを廢して元祐錢とし、九・十年には元聖錢に變り、十三・四年には崇寧の當三及び熙寧の折二を用いた。又萬曆三年には崇寧錢をやめて熙寧錢を專用し、萬曆五年には萬曆制錢に變るもまた一年で用いず、低銅を使用した。ただ短い期間で

あれ、限定された局地であれ、錢流通は無秩序ではあり得ず、そこには流通の秩序者として中間支配者が存在したのである。この中間支配者は、嘉靖六年の鄭文盛の上奏では「勢要をたのむ豪商、巨賈」、嘉靖十五年閻隣の奏言では「操權の奸民」、また「相結約して錢市を閉す奸黨」、萬曆四年劉鉉の言では「諸錢を隱括する奸商、巨賈」、萬曆五年の詔では「勢豪射利」、萬曆十五年戶部題には「富商、大賈」と呼ばれたもので、一方では錢法を阻滯し私利を追究する奸商奸黨であると同時に市井操權の豪右、勢豪、豪商、富商、巨賈、大賈であった。彼らは勢要をたのんで市井に強横窩隱する勢豪で、時には相謀って錢市を閉じ罷市する中心となり、地方官をも壓倒牽制する實力さえそなえていたのである。萬曆八年三月南京雲南等御史楊際熙は次のように報告して來た。「鎮江の兇徒范梓等は私錢を以て米を買おうとして果さず、錢法不通は官府の責任であるとして、その黨羽を糾合して役所にせまって柵欄を破壊するなど暴舉に及んだ。役所はこれを説得したが騷擾はやまなかった。遂に役所は官銀を發して米を買ってやり、破壊された柵欄も役所で修理することを約したので、漸く民衆兇徒は退散した。このような事件はそのままに放置すべきではない。」これに對して神宗はただちに官府を偪脇するものとして處罰したという。この翌月直隸巡按御史田樂は、錢法に關する上奏をしたが、最後に「直隸撫按は各屬吏に勢豪の強横窩隱の罪を力治することを嚴督せよ」と述べているが、これは明かに前月の鎮江事件を念頭においてのことと思われる。

さてこのような流通の中間支配者としての勢豪を、個々に具體的に分析する手がかりはないが、このころその存在を顯然させて來た所謂鄉紳支配とその特質において暗合するところが多い。鄉紳はその範疇的屬性として、城居地主、商業資本の特質をもち、地方官に對しても隱然たる影響力を有し、しかも地主制の上に立つて包括的な地方支配を樹立しつつあったが、ここである局地的流通の中間支配者が鄉紳そのものではないにしても、その支配は包括的な鄉紳支配に規制され包含されるものと把握することができ、その意味でこの中間支配者の支配は、流通に投影された鄉紳支配であり、流通における鄉紳的支配といわなければならない。またこの鄉紳支配が體制として成立してくるのは明末清初、ことに一條鞭法か

ら地丁銀の間とされるが、萬曆錢法における中間支配者の特權賦與は、流通における郷紳的支配の體制化と把えることができるのである。

む す び

明代中期以後の社會經濟の變化に對應して、明朝の錢法は隆慶萬曆期に新展開をしめした。その變革の眼目の第一は、銀流通の發達という新たな通貨事情の變化に對應して銀錢の包括的通貨體系を樹立することであった。そのために隆慶期に銀の通貨機能の分化が法定され、また萬曆期には稅糧の一部錢納が實施された。第二の眼目は、明末清初の社會經濟の變化に對應して支配體制の變革が推進されるが、その一環としての流通支配における構造變化にある。從來は流通の末端に及ぶ國家權力の直接支配が行れて來たが、弘治以來の錢流通の混亂の中から、人民と國家權力の間に介在して各地の流通を支配する中間支配者が生れ、これに對してなお直接支配を繼續しようとして失敗した明朝は、萬曆期に至って遂にこの中間支配を法的に位置づけ特權商人とし、國家權力はその上に君臨するという流通における間接支配を樹立したのである。この支配は當時顯在化しつつあった所謂郷紳支配の流通支配に對する投影と考えられ、その意味で萬曆錢法によって、流通における郷紳的支配體制が成立したと把えることができる。

註

- ① 重田徳「郷紳支配の成立と構造」岩波講座世界歴史第十二卷。

- ② 明代の錢法、錢流通に關する論文としては次のようなものがある。小葉田淳「明代に於ける銅錢流通」『日本貨幣流通史』。市古宙三「宋元明時代における中國錢の日本への流出と明代における貨幣制度概説」拓大論叢九。穂積文雄「明代貨幣攷」東

亞人文學報一一二。

- ③ 明代の銀鈔問題については主要な研究を挙げれば次の通りである。百瀬弘「明代の銀產と外國銀について」青丘學叢十九。

- 小竹文夫「明清時代における外國銀の流入」『近世支那經濟史研究』。清水泰次「明代における租稅銀納の發達」東洋學報第二二卷第三號。田中正俊・佐伯有一「十五世紀における福建の農民叛亂」歷史學研究第一六七號。岩見玄「銀差の成立をめぐ

つて——明代徭役の銀納化に關する一問題」史林第四十卷第五號。永江信枝「明代鈔法の變遷」史論九。ただし銀錢あるいは鈔を包括した明代通貨の總體的把握に關する研究は殆ど空白に近い。筆者は本文におけるような廣い視野に立つて從來次のような研究をつづけて來たが、本稿はこれに若干の補正を加えて行論した部分もある。拙稿「明朝の制錢鑄造における鑄息について——明代通貨史覺書」新潟中央高等學校研究年報第十四號。拙稿「明代の米價表示法と銀の流通——明代通貨史覺書二」新潟中央高等學校研究年報第十五號。拙稿「明朝制錢流通策と銀納の性格について」新潟中央高等學校研究年報第十六號。拙稿「乾隆期河南における學田租の形態變化」新潟縣高等学校教育研究會社會科研究第十六集。

④ この部分の總體的記述は小山正明「賦役制度の變革」岩波講座世界歴史第十二卷及び寺田隆信「明清時代における商品生産の展開」岩波講座世界歴史第十二卷參照。

⑤ 錢禁銀禁の記述は以下に據る。明實錄、洪武二十七年八月丙戌。同宣德十年十二月戊午。同正統十三年五月庚寅。同景泰三年二月壬寅。萬曆大明會典卷二十一錢法景泰四年の條。明實錄、洪武三十年三月甲子。

⑥ 前註④小山論文參照。

⑦ 明實錄、弘治二年八月甲寅。

⑧ 明實錄、弘治十六年二月丙辰。

⑨ 明實錄、弘治十六年三月戊子。

⑩ 前註③の拙稿「明朝制錢流通策と銀納の性格について」參照。

⑪ 前註⑨の張文の鑄錢事宜の中に「又戶部言、舊未行錢地方、務欲設法舉行、臣以爲土貨之產殊、則貿易之情異、雲南專用海肥、四川貴州用茴香花銀及鹽布、江南湖廣用米穀銀布、山西陝西間用皮毛、自來錢法不通驟、欲變之難矣」とある。

⑫ 皇明經世文編卷三六一、楊成「與譚二華大司馬書」中に「但所慮者、四方錢商未集、以致各郡縣有司、持官銀求之會省、而省中有司又懼其源之易竭、不敢令流於外郡、幾同遏繹」とある。

⑬ 明清の土地制度に關する研究は数多いが、本稿が特に示唆を得たものは、西村元照「張居正の土地丈量」東洋史研究第三十卷第一號、第二・三合併號。川勝守「張居正文量策の展開」史學雜誌第八十編第三・四號。西村元照「明後期の丈量に就いて」史林第五十四卷第五號。

⑭ 以下の弘治嘉靖期の鑄息については前註③拙稿「明朝の制錢鑄造における鑄息について」參照。

⑮ 鑄息及び鑄息率とは次式に示す通りである。

$$\text{鑄息} = \frac{\text{鑄錢額} - \text{鑄錢成本}}{\text{鑄錢成本}} \times 100$$

従つて鑄息率が以下の場合には收支相補わず、鑄錢によつて缺損がのこることになり、一以上はその値が大きい程、鑄息は多く獲得できるわけである。

⑯ 明實錄、嘉靖四十四年五月戊午。

⑰ 陸深「河汾燕間錄」下。「二申野錄」卷四、嘉靖丁亥八月の條。

⑱ 明實錄、正德六年二月庚寅には折二錢、正德七年春正月庚午には倒四、嘉靖十二年四月丙子には道二・道三以下折七までの

劣惡錢の名が見える。

- ①⁹ 明朝の銅錢行用規定については前註③の拙稿「明朝制錢流通策と銀納の性格について」参照。なお本稿ではこれに若干の補正を行なっている。

②⁰ 明實錄、嘉靖六年十二月甲辰朔。

③¹ 明實錄、嘉靖十五年九月甲子。

- ④² 經濟成書卷六、茅瓚「錢格」に「雖然、錢鈔之不行於今日矣、非盡不行也、錢之用於民者、止北而不及南」とあり、明實錄、嘉靖七年十二月辛丑の巡撫湖廣都御史朱廷聲の上言中に「鈔貫止聚於都下、錢法不行於南方」また春明夢餘錄卷四十七、萬曆中郝敬錢法議中に「今海內行錢、惟北地一隅、自大江以南、強半用銀、即北地、惟民間貿易、而官帑出納、仍用銀、則錢之行無幾」とある。

- ⑤³ 黃宗義「明夷待訪錄」財計二。原因の六項とは「惜銅愛工、制度不常、銅禁不嚴、年號異文、行用金銀、賞賚賦稅上行於下、下不行於上」であるが最後の二項は銀流通と銀納にかかわるものである。

⑥⁴ 萬曆大明會典卷二十一「錢法」。

- ⑦⁵ 明實錄、隆慶三年七月辛卯。皇明經世文編卷三二二、譚綸「論理財疏」。

⑧⁶ 明實錄、隆慶四年二月丙寅。皇明經世文編卷二九九、靳學顏「講求財用疏」。皇明經濟文輯卷六、靳學顏「錢穀論」。

- ⑨⁷ 前註③拙稿「明朝制錢流通策と銀納の性格について」参照。
- ⑩⁸ 明實錄によれば萬曆通寶錢の鑄造は萬曆四年二月乙酉にはじまるが、後註⑩によれば鑄造開始は萬曆二年であるという。

⑪⁹ 明實錄、萬曆四年三月庚子。

⑫⁰ 明實錄、萬曆四年四月壬申。

⑬¹ 前註⑩参照。

- ⑭² 明實錄、萬曆五年二月戊辰、同年閏八月辛卯、同年十一月甲戌、同年十一月乙亥、萬曆六年七月壬申。

⑮³ 明實錄、萬曆七年四月甲午。皇明經世文編卷三二五、張居正「講停止輸錢內庫供賞疏」。

⑯⁴ 前註③拙稿「明朝の制錢鑄造における鑄息について」参照。

⑰⁵ 明實錄、萬曆十年九月辛酉。

⑱⁶ 明實錄、萬曆二十七年四月庚申。

⑲⁷ 明實錄、萬曆四十六年五月丙辰。

⑳⁸ 明實錄、天啓五年三月壬申。

㉑⁹ 前註㉒参照。

㉒⁰ 前註㉓参照。

- ㉓¹ 前註㉔においてこの問題を扱ったが、本稿はこれに大巾な修正を行なっている。

㉔² 明實錄、萬曆十八年六月丁酉。

㉕³ 明實錄、萬曆二十二年四月癸亥。

㉖⁴ 明實錄、萬曆三十三年七月丙申。

㉗⁵ 明實錄、天啓元年秋七月丁卯。

㉘⁶ 明實錄、天啓三年春正月丙午。

㉙⁷ 熙朝紀政卷六「紀銀錢價值」。小竹文夫「近世支那租稅上における物納と錢納」近世支那經濟史研究、弘文堂書房。

㉚⁸ 前註㉛、㉜参照。明實錄、萬曆二十八年三月戊申。

㉛⁹ 春明夢餘錄卷三十八、寶泉局。

⑤④ 銀の秤量性について問題にしたもので最も早いのは明實錄、正統五年三月乙巳の兵部左侍郎干謙の上奏であり、そのほか天啓鳳陽新書 卷四賦役篇二「輸納聽投權納錢之便」、皇明經世宏辭卷十四工部尚書石星「疏通錢法疏」、明實錄萬曆四十三年二月辛丑湖廣巡按錢春の上疏などがある。

⑤① 天下郡國利病書卷九四福建四漳浦縣の項。

⑤② 前註②④参照。

⑤③ 前註②④参照。

⑤④ 明實錄、萬曆四年四月壬辰。

⑤⑤ 明實錄、萬曆五年十一月庚申。

⑤⑥ 明實錄、萬曆十五年六月辛未。

⑤⑦ 明實錄、萬曆八年三月丁巳。

⑤⑧ 明實錄、萬曆八年四月辛巳。

「東洋史研究」バックナンバーのお知らせ（＊印 残部僅少）

第二一卷第一號＊	二〇〇圓	第二七卷第一號	二七〇圓	第二九卷第四號	三九〇圓
第二一卷第二號＊	二〇〇圓	第二七卷第二號	二七〇圓	第三〇卷第一號＊	三九〇圓
第二四卷第二號＊	二七〇圓	第二七卷第三號	二七〇圓	第三〇卷第二・三號	二七〇圓
第二四卷第三號	二七〇圓	第二七卷第四號＊	三九〇圓	第三〇卷第四號	三九〇圓
第二四卷第四號	三九〇圓	第二八卷第一號	二七〇圓	第三一卷第一號	三六〇圓
第二五卷第一號＊	二七〇圓	第二八卷第二・三號	三九〇圓	第三一卷第二號	三六〇圓
第二五卷第二號＊	二七〇圓	第二八卷第四號	三九〇圓	總目錄（第一卷～第二五卷）	四〇〇圓
第二五卷第三號	二七〇圓	第二九卷第一號	二七〇圓		
第二六卷第四號	三九〇圓	第二九卷第二・三號	三九〇圓		

京都市左京區吉田本町 京都大學文學部内

東洋史研究會

振替 京都 三七二八番